

発議第7号

監査請求に関する決議について

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、次のとおり議決を求める。

令和5年9月27日提出

提出者

香芝市議会議員

中谷一輝

賛成者

香芝市議会議員

河杉博之

小西高吉

川田裕

下村佳史

上田井良二

木下充啓

清川希代子

監査請求に関する決議（案）

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1. 監査を求める事項

延滞金730,620円（令和5年3月24日に時効成立分）及び357,180円（令和5年5月8日に時効成立分）に関する事務執行を怠ったことについて

（理由）

地方税法第18条の規定による法定納期限から徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利を5年間行使しなかったため、時効により消滅させた。時効停止に係る手続きは勿論、財産調査も行われず、差押え等の手続きも一切行われていなかった。また、併せて地方税法違反の疑いもあるところである。

このことにより市長は、香芝市に損害を与えたものであり、香芝市はこの計1,087,800円の損害賠償を請求すべき事案である。